

# 山梨県が奨学金返還を支援

日本学生支援機構  
第一種奨学金被貸  
与額の2年分を支給

## 山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金

製造業における高度な知識又は技術を有する人材の県内定着を促進するため、日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けている大学生等が、対象業種企業に就職し、県内で一定期間従事した場合に、卒業前2年間に貸与を受けた奨学金の全額を県が補助するものです。

補助金の支給対象となる大学生等を募集しますので、ぜひ、ご応募ください。

- 募集期間 …… 平成28年11月21日(月)～平成29年1月31日(火)
- 募集人数 …… 29名
- 募集対象 …… 申込日現在に、大学、大学院等のうち、理学部、工学部もしくはこれらに準ずる学部、研究科等(以下「大学等」という)に在学し、次の各号のすべてに該当する学生のうち、**平成29年度中に卒業予定の方**を対象とします。
  - 一 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金(以下「奨学金」という)の貸与を受けていること。
  - 二 対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。

※対象業種企業…県内に本社を有する中小企業または勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業のうち、日本標準産業分類に規定する次の業種のいずれかに該当する企業

中分類18 プラスチック製品製造業、中分類24 金属製品製造業、中分類25 はん用機械器具製造業、中分類26 生産用機械器具製造業、中分類27 業務用機械器具製造業、中分類28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、中分類29 電気機械器具製造業、中分類30 情報通信機械器具製造業、中分類31 輸送用機械器具製造業
- 補助上限額 …… 大学等の在学時に、奨学金として貸与を受けた額のうち、卒業前2年間に貸与を受けた額  
 ※卒業後10年間に、県内に住所を有し、対象業種企業の県内事業所に就業した期間に応じて支給(通算8年間勤務で補助上限額の満額を支給)  
 ※通算勤務期間3年未満で交付決定の取り消しを受けた場合、補助対象外となり、それまでに交付を受けた補助金がある場合は返還が必要となります。  
 ※転勤等により県外事業所で勤務した期間は補助期間に含まれません。
- 毎年度補助額 …… 補助上限額×1/8×前年度に対象業種企業の県内事業所で勤務した月数÷12
- ※ その他、制度の詳細などについてはホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

問い合わせ先 **山梨県 産業労働部 産業人材育成課 人材育成担当**  
 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
 TEL 055(223)1567 FAX 055(223)1560  
 ホームページアドレス [http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojokin/syuugyohojyo\\_top.html](http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojokin/syuugyohojyo_top.html)